

災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書

山形県知事齋藤弘（以下「甲」という。）と赤帽山形県軽自動車運送協同組合代表理事富樫弘志（以下「乙」という。）は、災害時における物資等の緊急輸送（以下「緊急輸送」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づき、災害発生時の応急対策活動を円滑に実施するため、甲から乙に対して行う緊急輸送の要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、応急対策活動を円滑に実施するため必要があると認めるときは、乙に対し次に掲げる事項を明示した文書（別記様式第1号）により緊急輸送の要請を行うものとする。

ただし、文書により要請するいとまがない場合は、口頭又は電話等により要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）緊急輸送の要請を必要とする事由
- （2）必要とする車両数、車両種類及び人員
- （3）物資の内容及び数量
- （4）物資の積込み場所及び輸送先
- （5）緊急輸送を必要とする期間
- （6）その他参考となる事項

（実施）

第3条 乙は、甲から緊急輸送の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して実施するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定により緊急輸送を実施した場合は、速やかに甲に対して次に掲げる事項を文書（別記様式第2号）により報告するものとする。

- （1）従事した車両数
- （2）走行距離及び地点
- （3）その他必要な事項

（経費の負担）

第5条 第3条の規定により実施した緊急輸送に要した経費は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生時直前における地域の事業者の届出運賃・料金を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（事故等）

第6条 乙の供給した事業用自動車が故障その他の理由により運行を中止したときは、乙は速やかに当該事業用自動車を交換してその供給を継続するものとする。

- 2 乙は、前項の場合その他事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、甲に

対し速やかにその状況を報告するものとする。

(損害賠償責任)

第7条 乙は、その事業用自動車の運行に際し、乙の責に帰する理由により、事業用自動車の使用者（同伴者を含む。）及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(災害補償)

第8条 甲は、緊急輸送に従事した者が、その業務に従事したため負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、次に掲げる場合を除き「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和37年12月25日県条例第66号）」に定めるところによりその損害を補償する。

- (1) 緊急輸送に従事する者の故意又は重大な過失による場合。
- (2) 当該損害につき、損害保険契約により保険給付を受けることができる場合。
- (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲については総務部危機管理室総合防災課長とし、乙は専務理事とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(適用)

第11条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成17年6月20日

甲 山形市松波二丁目8番1号
山形県知事 齋藤 弘

乙 山形市あさひ町23番37号
赤帽山形県軽自動車運送協同組合
代表理事 富樫 弘志